

自由民主党

東日本大震災復興加速化本部長

額賀 福志郎 様

要 望 書

平成28年3月8日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から5年を経過しようとする現在、本市は、一刻も早く市民が安全・安心に住み続けることのできる環境を取り戻すため、各種復興事業に全力で取り組んでいるところです。

市内の小高区を中心とする避難指示区域においては、宅地及び宅地周辺の森林の除染について、平成27年度内にすべて完了する予定であるとともに、災害公営住宅の整備、帰還する市民の日常生活に必要な商店等の再開支援、多世代交流や子育てなどの機能を集約した復興拠点施設の整備など、市民が円滑かつ安全にふるさとに戻るために必要な環境の整備を着実に進めているところです。

また、避難指示区域以外の地域においても、生活基盤や産業基盤の再生のための取組を全力で進めているところです。

しかし、長期避難区域から2千人を超す避難者の受け入れが進む一方で、今なお1万人以上の市民が市外への避難を続け、1万7千人以上の市民が市内外での避難生活を余儀なくされております。

避難指示区域については、解除後の短期での帰還意向が1千百人程度（震災前居住人口約1万4千人）に留まり、生活の再開、生業の再建、まちの再生など課題が山積する中、避難指示区域の復興はまさにこれからがスタートという状況です。

本市の復興を加速化させるとともに、避難を余儀なくされている市民の早期帰還を達成するためより一層の支援が必要であることから、下記事項を確実に実現するよう要望します。

記

1. 財物賠償について

福島第一原子力発電所事故による原子力損害賠償における不動産の財物賠償については、避難指示の解除時期に関わらず、現状の被災状況に即し、財物にかかる価値が、原発事故によりすべてを失われたことを認識し、20キロ圏内については全て同じ取り扱いとし、速やかに全損扱いによる賠償をすること。

2. 市全域に対する一体的な取扱いについて

現在、国民健康保険税の減免や、高速道路の無料措置などについて、一体的な取扱いがなされていないことから、市民の間に不公平感が増長し、地域コミュニティの分断が深刻となっています。

本市においては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、市域全体が避難するなど、市域一体で対応してきた経過があり、市民が一丸となって復興を推し進めていくためには、対象外となっている一部地域を含めた一体的な取扱いが不可欠であることから、次の事項について改めて強く要望します。

(1) 国民健康保険税及び介護保険料の減免について

国民健康保険税及び介護保険料の減免については、対象外となっている南相馬市の一部の地域においても財政支援をすること。

(2) 国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除について

国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除については、対象外となっている南相馬市の一部地域においても財政支援をすること。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う高速道路無料措置の拡充について

高速道路無料措置については、対象外となっている南相馬市の一部地域においても対象とすること。